高商連ニュース

高知県商工団体連合会　NO.1173(57-25)
〒780-8035 高知市河ノ瀬町33
TEL088-832-4838　FAX088-832-3126
Ｅメール　kosyoren@citrus.ocn.ne.jp
ホームページ　http://kosyoren.jp
このニュースはホームページでもご覧になれます

対象業者比の読者10％回復して新年を迎えよう

あと47人純増で10％

全商連の秋の運動集約は、11月末で終了しましたが、高商連（民商県連）は、12月も週報を継続し、必ず10％回復を達成しようと、12月2日の高商連常任理事会で確認しました。

達成まであと47人です。購読中止者を勘案すると60人程度の拡大が必要か。多くの会員の参加で達成させましょう。

先週は高知で読者３人

高知民商は、法人の申告相談などで読者が３人増えました。

安芸会員比14％の拡大

秋の運動で８人の読者拡大をしている安芸民商。会員比拡大率は14・5％で、県下でダントツトップです。

■2025年　秋の運動（仲間増やし）

11/30現在	拡大					成果会員
	読者	会員	共済	婦人	青年	
安　芸	8	0	0	0	0	4
香美郡	1	1	2	2	0	1
南　国	9	0	10	0	0	5
高　知	12	2	2	0	1	4
仁淀川	2	1	0	0	0	2
須　崎	2	0	0	0	0	1
中　村	5	3	1	1	0	5
計	39	7	15	3	1	22

成果会員：読者か会員を拡大した会員（紹介含む）

9条の碑を高知に

3月末まで　デザインを公募

全国にひろがる「9条の碑」を高知にも―。「9条の碑をつくるこうちの会」（共同代表＝岡田健一郎・高知大准教授、岡村正弘・平和資料館草の家名誉館長、松尾禎之・松尾酒造社長）は7日、記者会見を開き、憲法施行80年となる2027年に建立をめざす「9条の碑」のデザインを広く公募することを公表。あわせて碑建設に向けて同会への加入（会費は個人1口1000円、団体1口5000円以上）を呼びかけました。

「9条の碑をつくるこうちの会」の記者会見

岡村共同代表は「高市政権は軍拡を前倒し、改憲に意欲を示している。新しい戦前が新たな段階に入った危機感がある。9条の碑はこうした危険な動きに警鐘を鳴らすものです」と碑建立運動への参加を呼びかけました。

また事務局長の岡村啓佐さんは「1000人以上の会への参加で800万円集めたい。戦後80年、改めて憲法前文、9条を読み直してほしい。武力には武力という発想しかない人に希望を与えるものだ。碑の設置場所は未定だが、公的な公園などに設置させていただきたいと考えています」と述べました。

デザイン応募締め切りは2026年3月31日。プロ・アマ問わず誰でも応募可。賞金＝最優秀賞（1作品）5万円、佳作（3作品）1万円。26年6月に開催する同会総会で受賞作を公表。応募の詳細はQRコードから。

（「高知民報」11月30日付より転載）

高市政権の

大軍拡に講義する緊急宣伝行動

高知憲法アクションの呼びかけで、高市自民・維新政権の大軍拡、「台湾有事」への自衛隊参戦発言など軍事化路線を強めていることに抗議する緊急宣伝行動が、11月14日(土)、29日(土)にはりまや橋交差点で取り組まれました。

高市首相の国会答弁をめぐり、日本と中国の関係が急速に冷え込んでいます。

また、トランプ大統領は日本に軍事費をGDPの3・5％＝21兆円や5％＝30兆円にするよう求めています。高市総理はこの要求に応え、大軍拡を約束。

こうした高市政権に対し参加者が次々とマイクを握り、批判の声を上げました。

禰屋裁判（第7回公判）の傍聴に行こう！
＝参加者募集しています＝

日時　１２月２３日(火)１３時３０分～１６時３０分
　　１３時３０分 会計補助者の尋問　引き続き社長夫人の尋問
場所　岡山地裁１００号法廷（１００名の法廷）
　　＊傍聴できない方は、ゆうあいセンター（裁判所近く）で待機、学習・交流します
当日の行動予定
①宣伝行動　１０時～１２時　岡山地裁前で行います
②傍聴抽選券の受付　１２時～１２時３０分　　抽選結果の発表　１２時４０分
③公判前の禰屋さん・弁護団の激励行動　１２時４５分　　送り出し　１３時
④公判後の報告集会（ゆうあいセンター）１６時３０分(公判終わり次第)～１８時
　　＊報告集会は全国にオンライン配信します
■交通費は「倉敷無罪の会・高知」が負担します
■８時に高知民商出発→香美郡民商→岡山地裁。帰高は２０時から２１時の予定です

岡山地裁での差し戻し審は、いよいよ弁護側の反証（立証）に入ります。

第７回公判では、弁護団が申請した証人のうち、「脱税」をしたとされるＩ建設の社長の妻（会計責任者）と会計補助者Ｋさんの２人への尋問が行われます。

弁護団は、「脱税」について、Ｉ建設において適切と言えない会計処理があったかもしれないが、脱税する意図はなかったと主張しています。差戻し前の尋問においてあいまいな証言に終始した妻に、当時の会計処理の意図について問いただします。また、会計補助者の証言を通じて、禰屋さんは、脱税やその手伝いはもちろん、そもそもＩ建設の会計処理に深くかかわっていないことを明らかにします。